

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	宇南水足 (宇南水足)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

中山間組織を中心に経営している。その他の農業者は高齢化しており、後継者がいない。地域内で主に栽培している作物は水稻、野菜(ネギ、ニンニク、ジャガイモ)である。現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、水田の畑地化、飼料用作物の栽培である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加、機械等の共同利用が進まないことが挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、高齢化と担い手不足である。

主な作物:水稻、野菜(ネギ、ニンニク、ジャガイモ)

(2) 地域における農業の将来の在り方

減農薬、化学肥料削減を行い環境保全型農業に取り組むこと、新しい品種の栽培に取り組むことを目指す。また地域の所得向上に向け米から野菜への転換、作物のブランド化に取り組みたいと考えている。また、トウガラシ、白ネギ、ニンニク栽培の新規取組を検討している。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・中山間組織または認定農業者を中心となる経営体に位置付ける。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、農地の基盤整備に努める。当面は低コスト化を図り現状を維持していくが、今後離農者が出た場合は、中心となる経営体に農地を集積し、耕作放棄地にならないよう保全に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の基盤整備が必要と考えているため、これから検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内には新規就農者があり、交流の機会を設けている。 農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①防護柵の点検及び補修を行っていく。 ⑨水田の畑地化、飼料用作物。				